意見書案第33号

介護報酬の大幅な引き上げと介護の人材確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年12月10日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

"竹間幸一

" 佐々木 由美子

"猪股美恵

" 飯塚正良

介護報酬の大幅な引き上げと介護の人材確保を求める意見書

介護を社会的に支えるとして平成12年度から介護保険制度が始まったが、平成18年度の介護保険法改正により利用が抑制され、「老老介護」に疲れ果てた高齢者夫婦の痛ましい無理心中事件も起きるなど、高い保険料を負担しながら、必要な介護サービスを受けられない事態が発生し、介護が必要な人を社会的に支えるという当初のもくろみと異なる深刻な現状となっている。また、平成15年度、平成18年度と相次ぐ介護報酬の切り下げで、介護従事者の賃金は生活できない水準にまで下がってきており、介護サービスを提供する事業者は、慢性的な人手不足に苦しんでいる。介護従事者の1年間(平成18年10月から平成19年9月まで)の離職率は21.6%となり、深刻な社会問題となっている。

厚生労働省は、平成21年度の改定で介護報酬を3%引き上げ、介護人材の増強を図る 方向であるが、この間の相次ぐ介護報酬の引き下げ幅を回復するには十分とは言えず、介 護従事者の賃金の引き上げに直結するとは言えないものである。

これらの介護保険制度の厳しい現状を改善するためには、介護保険への国庫負担割合を 引き上げることが必要であり、全国市長会や全国町村会においても、同様の要望をしてい るところである。

よって、国におかれては、介護保険制度の充実と円滑な運営を図るため、介護保険料に 転嫁しない介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、労働環境の改善等実効ある介護人 材確保策を緊急に講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 あて総務 大臣 財務 大臣 財務 大臣